

第12章 生保共同センターの業務展開

生保共同センター（Life Insurance Network Center：LINC）とは、生命保険業界が昭和61（1986）年5月に設立した共同システム処理機構いわゆる生保VAN（付加価値通信網）のことである。

当時、金融の自由化・国際化、エレクトロニクス化の進展および高齢化社会への展望等を踏まえて生命保険事業のあり方も大きく変貌しており、生命保険各社が保有する情報を集約・共有することで、顧客サービスの充実、業務の簡素化・効率化を進めるとともに、さまざまな情報やデータを経営に活かすシステム化・ネットワーク化を推進していくことを目的に、業界共通の情報インフラとして当協会内に構築した。

1. 生保ATM事業の運営と収束

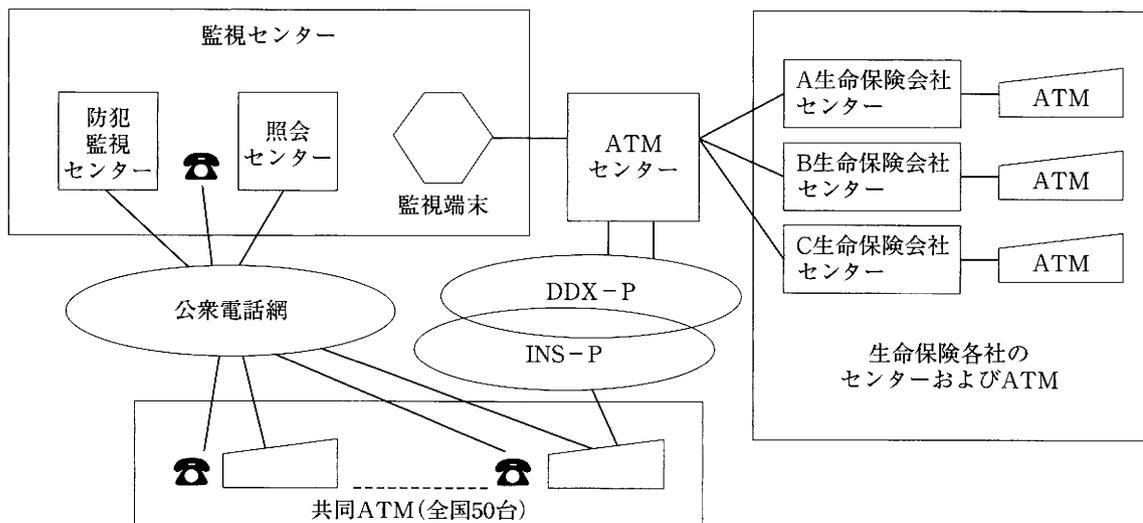
生保ATM事業は、平成2（1990）年7月に当協会が公表した「ライフ・サービスネットワーク」構想のなかの三本柱の一つであり、「利便性向上ネットワーク」の実現方策として平成4年10月に運営を開始した。

具体的なサービス内容は、生命保険各社が共通で利用可能なATMネットワークシステムを基盤として、「共同ATMサービス」^{（注1）}や「ATM相互利用サービス」^{（注2）}を順次提供するものであり、保険契約者などの利便に供してきた。

（注1）参加生命保険各社の生保カードを共通に取り扱えるATMを設置した生保カードサービスコーナーを全国に設置することによる積立配当金引出し、据置金（祝金・生存給付金）引出し、据置保険金引出し、契約者貸付金の貸付け等の出金・照会サービスである（平成4年10月稼働）。

（注2）ATM相互利用ネットワークに参加している生命保険会社の生保カードがあれば、どの会社のATMで

生保ATMネットワーク（運営期間：平成4～15年）



も利用可能なサービスである（平成7年10月稼働）。

しかし共同ATMサービスは、後続のATM相互利用サービスの増加や郵貯・金融機関・流通会社等、提携ATMの利用拡大等により平成10年度をピークに利用機会が大きく減少したため（利用件数推移【グラフ1】参照）、平成12年12月15日の理事会において収束することについて承認した。

また、ATM相互利用サービスについても、社会全体の情報通信インフラの充実の流れを受け、生命保険各社による郵貯提携ATMの利用拡大や個別金融機関とのATM提携の進展等により、平成10年度をピークに利用機会の減少傾向が顕著になってきたため（利用件数推移【グラフ2】参照）、平成14年9月20日の理事会において収束することについて承認した。

こうして、生保ATMネットワークシステムを基盤とする生保ATM事業は、平成15年3月にすべて収束した。

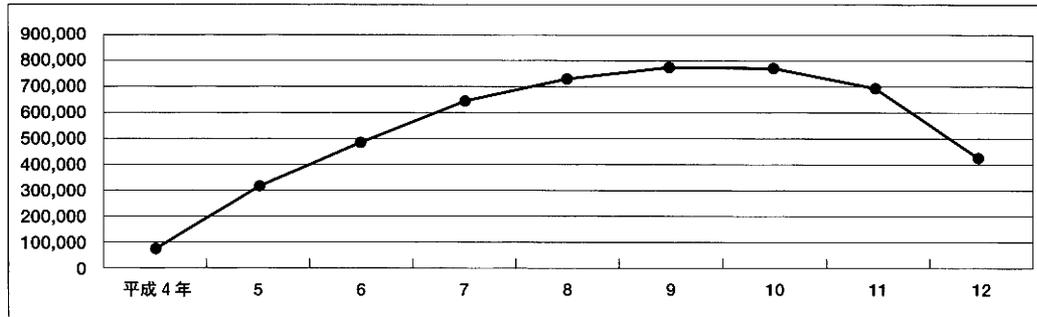
【ATM事業の収束事由まとめ】

郵貯提携ATMの利用拡大	郵貯提携ATM利用の大幅な拡大などにより、生保提携ATMの利用件数が急減した。また、それにもない利用1件当りのコストが他の提携ATMチャンネルと比較して高価になった。
個別金融機関とのATM提携の進展	郵便貯金とのATM提携に加えて、個別金融機関とのATM提携が個社ごとに進展していることから、他業態接続の前提条件として業態センターを保有する必要性が低下した。

【共同ATMサービスおよびATM相互利用サービスの利用件数推移】

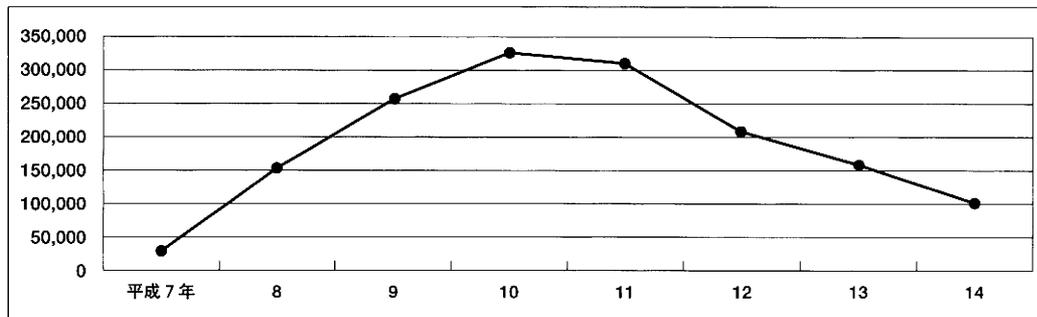
	共同ATMサービス 【グラフ1】	ATM相互利用サービス 【グラフ2】
平成4年度	77,271	-
5年度	310,605	-
6年度	495,408	-
7年度	638,357	32,749
8年度	726,997	151,604
9年度	768,899	258,757
10年度	770,064	327,645
11年度	699,503	310,427
12年度	430,359	211,186
13年度	-	156,049
14年度	-	100,224
総合計	4,917,463	1,548,641

【グラフ1】共同ATMサービス（利用件数）



（注1）共同ATMサービスは、平成4年10月運営開始、平成12年12月収束

【グラフ2】ATM相互利用サービス（利用件数）



（注2）ATM相互利用サービスは、平成7年10月運営開始、平成15年3月収束

2. LINCシステムの稼働状況

1. システム基盤のリニューアル

LINCのシステム基盤は、昭和61（1986）年設立後、業務の拡大、柔軟性確保、コスト削減、老朽化更改等を主目的として、定期的によりリニューアルを実施している。

LINCのシステム基盤は、大きく以下の3種類に分かれている。

①LINC基盤

LINC設立と同時に適用業務の汎用的基盤として導入した。LINC業務の大半は当該基盤で稼働している。

昭和61年に最初の汎用機を導入以降、全5回の更改（マシン入替え）作業を実施している。

②募集人基盤

平成9年1月の生命保険募集人登録システムの大規模改訂（乗合代理店管理業務の追加等）に際して、従来のシステム稼働基盤では対応が困難であったことから、C/S（クライアント/サーバ）型のシステム基盤を当該システム専用により新規導入した。以降、2回の更改作業を実施している。

③情報ネット基盤

平成17年12月の生命保険事業統計データ集配信システム（旧資料システム）の大規模改訂（インターネットに接続可能なシステムへの刷新）に際して、従来のシステム稼働基盤では対応困難であったことから、当協会内の情報ネットワーク基盤を有効活用し、当該システム専用に新たなシステム基盤を構築した。

システム基盤別の導入・更改の概要は、以下のとおりである。

システム基盤名称	主な導入・更改	時期
LINC基盤 ※10業務が稼働 ※汎用機	LINC設立と同時に国産汎用機を導入	昭和61年 5月
	業務拡大にともなうキャパシティ拡張と機器保守性を考慮し、外国製大型汎用機への切替えを実施。以降、15年間で汎用機を3度最新化し運用を継続	平成 2年 10月
	技術革新による小型機の性能向上を受けて、コスト削減を目的としてオフコンタイプの小型汎用機へ切替えを実施	15年 10月
	老朽化更改にともなう最新化に加えてWeb基盤を新たに構築	20年 10月
募集人基盤 ※1業務が稼働 ※パソコンサーバ	平成 8年 4月の保険業法施行を受けて募集人システムを刷新。クライアント/サーバ型の独自システム基盤を新規導入	9年 1月
	老朽化更改にともなう最新化を実施	14年 2月
	老朽化更改にともなう最新化に加えて郵政民営化対応の基盤改造を実施	19年 2月
情報ネット基盤 ※1業務が稼働 ※パソコンサーバ	生命保険事業統計データ集配信システム（旧資料システム）の刷新にともない、インターネット接続可能な専用サーバを新規導入	17年 12月

2. 適用業務システムの取組み

LINCの適用業務システムについては、平成20（2008）年12月末現在12システムを稼働している。各システムの概要と特徴は、以下のとおりである。

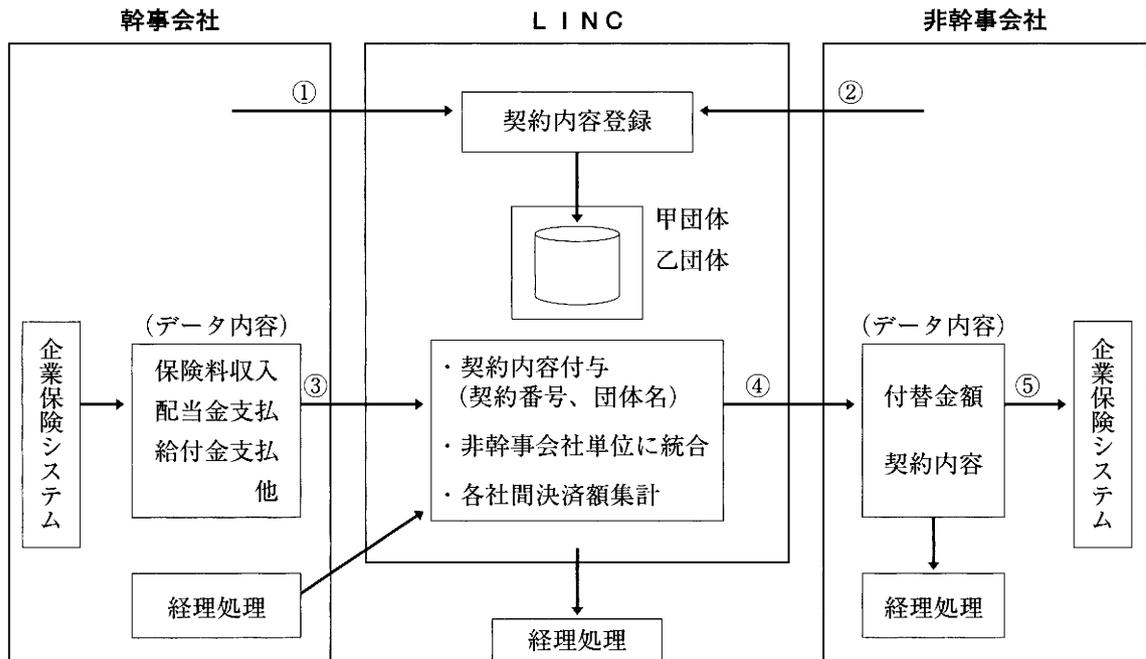
各社間決済システム

企業年金・団体定期保険等の企業を対象とする保険は、一つの保険を数社が共同で引き受けることが多いため、幹事会社と非幹事会社との間で保険料・保険金・給付金等の付替えと、その明細の交換を行う必要がある。当システムが完成するまでは、各社間で伝票を交換することにより資金決済事務を行っていた。

これらのやりとりを通信ネットワークによるデータ伝送方式に置き換え、生命保険各社のシステムと連動させ、LINCで生命保険各社への付替額を集中計算する「各社間決済システム」を、昭和61年5月に稼働させた。当システムを構築したことにより、生命保険各社間の諸支払い・収受等の経理事務・当協会の集中計算事務・共同引受けの保険契約関係で生じる保険契約維持事務について、合理化・迅速化を図っている。

[概要図]

- ①幹事は当該企業保険の主要契約内容をLINCに登録する。
- ②非幹事は当該企業保険の記号証券番号・事務担当部署をLINCに登録する。
- ③幹事は当該企業保険の付替金額をLINCに伝送する。
- ④LINCは付替金額を各非幹事のシェアに応じ算出し、非幹事が受信する。
- ⑤非幹事はその付替データをもとに経理処理等の契約管理事務を行う。



月払団体扱生命保険データ集配信システム

月払団体扱いの生命保険契約については、従来は保険料・契約者配当金・年末調整等を生命保険各社が個別に団体（企業）へ磁気テープ等により通知していたため、団体・生命保険会社ともに事務負担が大きかった。LINCでは、生命保険各社の保険料引去りデータ等を一つにまとめて、回線によるデータ伝送または磁気テープ・フロッピーによる媒体搬送を行う「月払団体扱生命保険データ集配信システム」を昭和61年12月に稼働させた。当システムを利用することによって、団体の煩雑な事務の軽減、迅速化等の契約者サービスの充実が図られることとなった。また、本サービス稼働後も利用団体のより一層の利便性向上に資するため、種々の改善対応を進めてきた。媒体利用の高度化・多様化に対応するため、平成8年4月から3.5インチFDによる統一仕様での提供を開始した。

ネットワーク利用促進策としては、平成6年より団体向けのパソコン通信ソフトを開発・提供している。平成10年3月に通信ソフトの32ビット対応、平成11年4月に全銀TCP/IP手順対応を行った。平成16年5月に、LINCシステム基盤更改時に新設された高速回線サービスと対応版通信ソフト提供を開始した。平成17年4月の個人情報保護法全面施行にあわせて、セキュ

リティ強化のサービス改訂も順次実施してきた。平成18年3月末をもって、オープンリール磁気テープ、3.5インチFD（1.25Mb）によるデータ提供サービスを収束、また、3.5インチFD（1.44Mb）の新規取扱いを終了した。平成18年4月からは、個人情報マスキングサービスの開始、個人情報保護法上目的外利用に当たる項目の提供終了を実施した。平成19年5月からは交換媒体の暗号化サービスを開始した。

【月払団体扱生命保険データ集配信システムの提供サービス】

(1) 保険料データ提供サービス（月1回）

- ①生命保険各社から伝送された保険料請求データをLINCで団体ごとに一本化する。団体はそのデータにより契約者ごとに給与引去り処理を行う。
- ②団体は給与処理を行った後、LINCにその引去り結果を送り、LINCはそのデータを生命保険各社に振り分ける。

(2) 契約者配当金データ提供サービス（年1回）

- ①上記(1)と同様に契約者配当金データをLINCで団体ごとに一本化する。団体はそのデータを給与処理に反映する。

(3) 年末調整データ提供サービス（年1回）

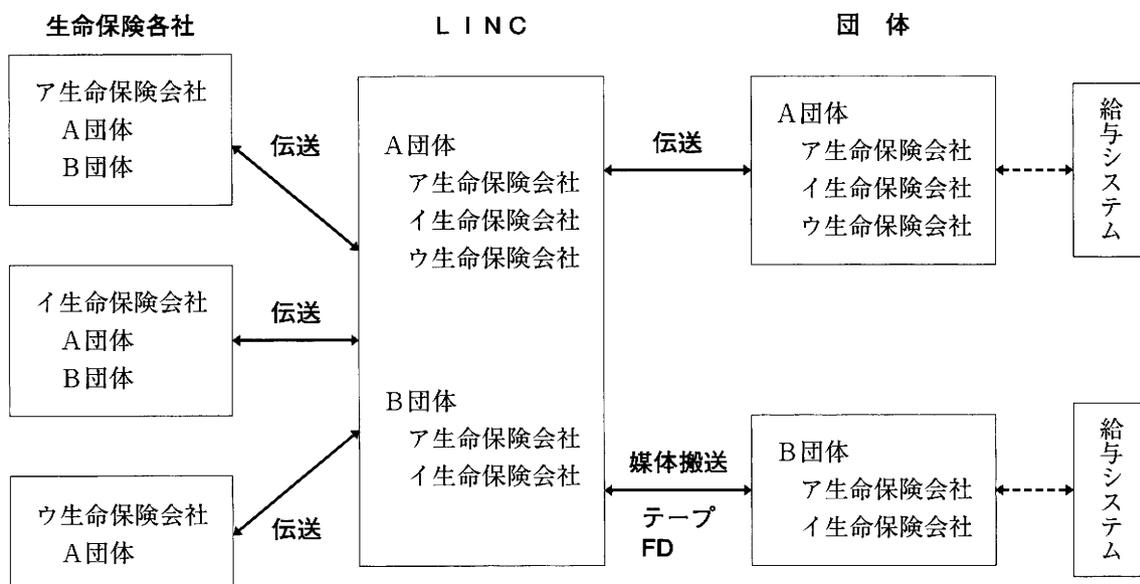
- ①上記(1)と同様に年末調整データをLINCで団体ごとに一本化する。団体はそのデータをもとに申告書（資料）を作成する。

(4) 照合データ提供サービス（複数回）

- ①LINCを介し団体と生命保険各社の間で照合データの交換を行う。

(5) 保険料データ提供サービス（ボーナス払契約）（年2回）

[概要図]



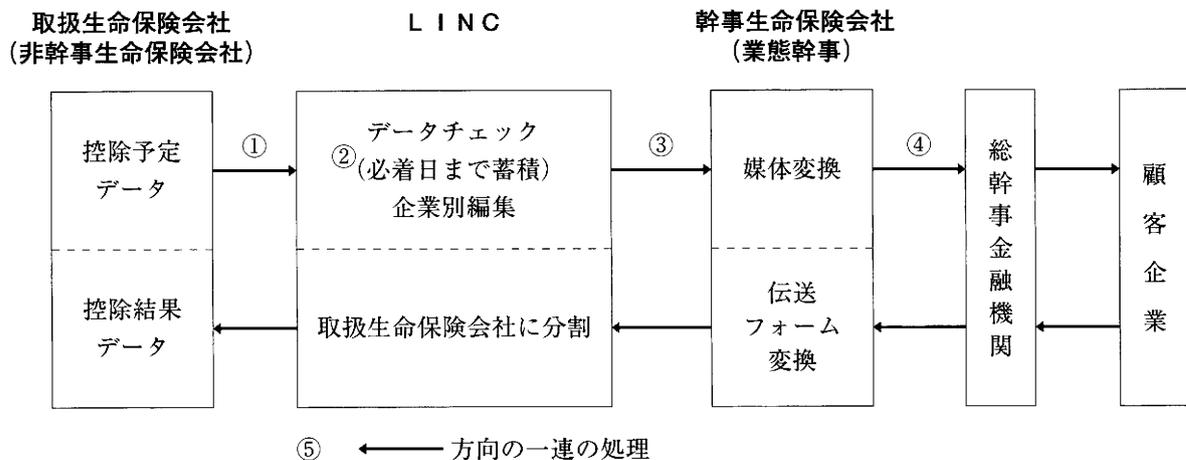
財形保険データ集配信システム

団体（企業）が複数の生命保険会社と財形保険契約を締結している場合、生命保険各社は給与等からの引去額を幹事生命保険会社へ送り、幹事生命保険会社は引去結果等を生命保険各社に送る必要がある。また、その際に交換するデータのレコード・フォーマットが団体ごとに異なっていることもあり、従来は、取扱生命保険会社と幹事生命保険会社間で個別にテープの搬送、レコード・フォーマットの編集等が行われていた。

このデータのやりとりをメールボックス・システムで実現するために「財形保険データ集配信システム」を昭和63年2月に稼働させた。システムにもとづき以下の事務・運用を構築することにより、団体ごとに異なるレコード・フォーマットの編集の共同システム化が進むとともに、取扱生命保険会社から幹事生命保険会社を経て総幹事までのテープ取次期間の短縮化が図られた。

[概要図]

- ①取扱生命保険会社は控除予定データ等をLINCに送信する。
- ②LINCではデータをチェックし、企業単位に統合する。
- ③統合された企業ごとのデータを編集し、幹事生命保険会社はこれを受信する。
- ④幹事生命保険会社は媒体（磁気テープ等）に変換し、総幹事金融機関に搬送する。
- ⑤控除結果についても、幹事生命保険会社より送信されたデータをLINCで取扱生命保険会社単位に分割し、各取扱生命保険会社はこれを受信する。



医療保障保険契約内容登録システム

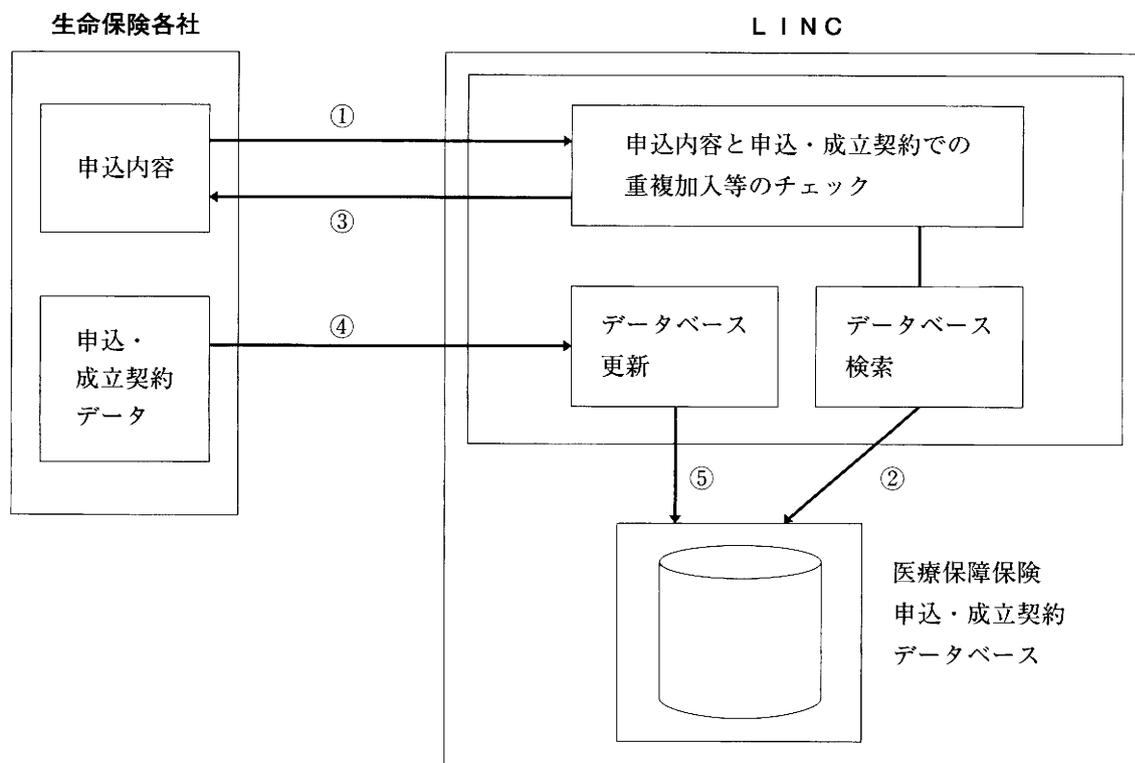
医療保障保険は、健康保険組合、共済組合、国民健康保険等の自己負担分をカバーすることを目的として開発された商品であり、健康保険制度補完の性格を有する保険である。公的医療保険制度の健全な運営を図る観点から、同一被保険者の重複契約（治療給付金）を排除するための管理を行う体制が必要となった。

当体制実現のため、LINCにおいて生命保険各社の医療保障保険加入者内容をデータベースと

して構築し、重複契約をチェックする「医療保障保険契約内容登録システム」を昭和63年4月に稼働させ、以下のとおり事務・運用を確立した。

[概要図]

- ①生命保険各社は医療保障保険の申込内容をLINCに伝送する。
- ②LINCは申込・成立契約データベースを利用し、重複加入をチェックする。
- ③生命保険各社は重複加入のチェック結果をLINCから受信する。
- ④生命保険各社は成立・不成立についてLINCに伝送する。
- ⑤LINCは成立契約の内容を既契約データベースに収録する。



生命保険募集人登録システム

保険募集人は、「保険募集の取締に関する法律」(募取法)を受け、全国52の財務局(財務支局、財務事務所等を含む)ごとに申請審査を受けて登録すると定められていた。生命保険会社・当協会・財務局がそれぞれカードにより募集人登録事務を行ってきたが、変額保険販売資格制度の創設、教育課程の修得との連動の要請等もあり、より適正な管理と事務の合理化が求められた。このため、生命保険会社が募取法に沿って行う募集人登録の代理申請ならびに登録原簿管理に関する事務を共同してシステム化することにより、登録事務の合理化を図ることとし、昭和63年7月に東京都、平成元年2月に神奈川県、7月に埼玉県、8月に千葉県、平成3年2月に大阪府、とシステム化移行地域を拡大した。

特に新規登録については、一般課程試験の申込みから他社在籍チェック、採点、登録までの

一連の事務をシステム化した。一般課程試験の申込み・採点・合否発表までの一連の事務の統一を図るため、平成7年4月よりシステム化地域・非システム化地域別の受験申込み・採点処理を一本化した。

また、平成6年12月には、生命保険募集人登録システムのサブシステムとして、退社者情報登録システムを稼働させた。これは、消費者保護の観点から不適格営業職員の排除を目的とした登録補助リストをシステム化したものであり、登録情報の性格から従前以上に厳格な制度管理・情報管理が盛り込まれている。

平成8年4月に半世紀ぶりに改正された保険業法において、募集人登録制度も改正された（募取法と保険業法の一本化）。これにより、従来の登録項目に加え「事務所の名称及び所在地」が追加となり、また、募集代理店に複数の生命保険会社が乗り合うことが認められるようになった。改正後の登録事務では、乗り合った生命保険各社は当該代理店の管理をする必要があるなど、従来のシステムでは対応できないことから、平成9年1月にC/S（クライアント/サーバ）型の新生命保険募集人登録システムを稼働させた。

新システムでは、従来ネットワークを結んでいた5地域の当協会地方事務室および財務局・財務事務所を全国の当協会地方事務室と財務局に改め、全国で統一した事務ができるようになった。また、生命保険各社の本社ともネットワークを結び、募集人の新規登録や登録事項変更、廃業のデータをLINCのサーバにエントリーできる機能を持たせ、生命保険各社の募集人データを有効活用できるようにシステム構築されている。

平成14年には、システム機器更改を実施するとともに、本社連携処理メニューの拡大、入力処理・チェック処理の利便性向上、事前入力PCの処理範囲拡大等のシステム改訂を実施した。

平成15年には、政府「e-Japan重点計画」にともない、金融庁が進めてきた「金融庁申請・届出電子化推進アクション・プラン」における対応項目の一つとして、生命保険募集人の登録申請・変更等届出について、オンラインによる手続きが開始されることとなった。募集人登録システムとしても、当アクション・プランへの対応を図ることとし、電子データでの登録申請・変更等届出手続きを実施するためのシステム改訂を平成17年2月に実施した。

当改訂により、生命保険各社では当協会地方事務室での処理・手続きが不要となり、生命保険各社の本社・支社等から当協会へ電子データを送信することにより、主な手続きが完了することとなり、事務の大幅な効率化が図られた。あわせて、生命保険会社歴を照会するための合格情報（一般課程試験）照会機能を追加した。

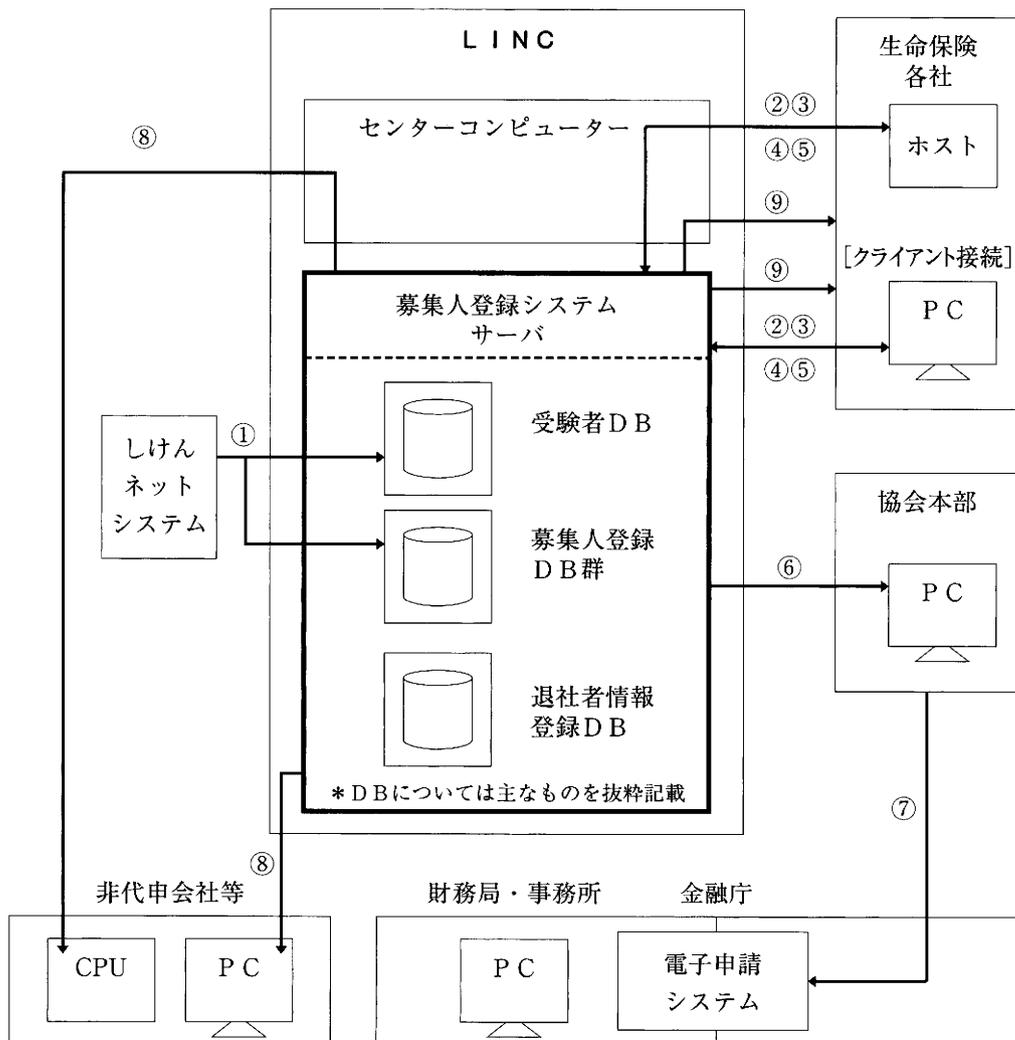
平成18年1月には、個人情報保護法への対応として、生命保険各社クライアント等端末でのユーザーID/パスワードによる個人認証機能、アクセス記録および分析機能を追加した。

平成19年2月には、センター機器の老朽化更改ならびに郵政民営化準備にともなうシステム基盤改造を実施するとともに、アクション・プラン対応により利用頻度が大幅に減った当協会

地方事務室端末を撤去した。また、金融庁電子申請システムの利便性向上にともない、財務局端末も撤去した。

[概要図]

- ①しけんネットシステムから送信される一般課程試験受験者データや変額・専門課程試験合格者データをDB（データベース）に反映する。
- ②生命保険各社は一般課程試験受験者等データを受信する（ホスト経由も選択可）。
- ③生命保険各社は登録申請・変更届出・廃業等届出処理を行う（ホスト経由も選択可）。
- ④生命保険各社は退社者・二重登録（・合格情報）・照会等照会系処理を行う（一部メニューはホスト経由も選択可）。
- ⑤生命保険各社は変額保険販売資格者登録処理を行う（ホスト経由も選択可）。
- ⑥協会本部は金融庁電子申請システムあて送信用の登録申請・変更・廃業等データを取得する。
- ⑦協会本部は金融庁電子申請システムあてに登録申請・変更・廃業等データを送信する。
- ⑧非代申会社等は代申会社による処理の結果、自社向けに作成されたデータを受取る（ホスト経由も選択可）。
- ⑨希望会社は登録原簿（会社別MT）の送付を受ける（CMTまたはCD-R）。



契約内容登録システム

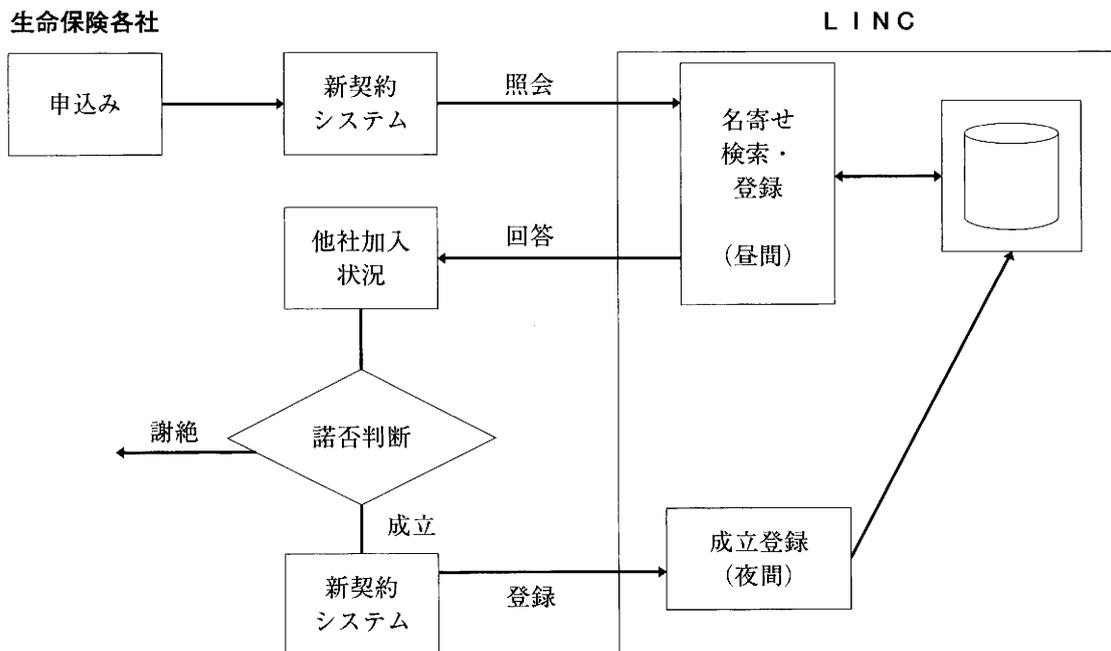
生命保険業界では、生命保険加入時のモラルリスク防止対策の一環として、入院給付金の不正取得防止のための契約内容登録制度を昭和55年10月から設けている。この制度は、入院給付金付契約を引き受ける際に、登録センターに収録されている契約との重複加入の状況を確認し、契約諾否の参考とするものである。

制度発足当初は、入院給付金日額が一定額以上の契約を契約成立後に登録センターに登録していたが、モラルリスク防止対策を強化するため、生命保険各社の入院給付金付契約について、契約成立後ではなく成立前の段階でLINCを利用して登録センターに登録し、重複加入の状況がよりの確に確認できるシステムを平成元年10月に開発した。さらに、平成6年10月には、死亡保険金についても同様のシステム対応を行った。

また、平成11年4月と平成12年4月に、死亡保険金の登録・回答基準を変更した。

さらに、平成13年4月に、名寄せDB（データベース）を関係データベースに移行する等のシステム再構築を行うとともに、給付金と死亡保険金の相互登録等の制度改訂を実施した。平成14年4月に、契約内容登録システムを活用する「契約内容照会制度」を全国共済農業協同組合連合会（JA共済）との間で稼働させた。

[概要図]



◆登録される内容

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市郡区）
- ②保険契約者の氏名、生年月日、性別、住所（市郡区）
- ③入院給付金の種類 ④入院給付金の日額 ⑤契約日、復活日

⑥普通死亡保険金額 ⑦災害死亡保険金額

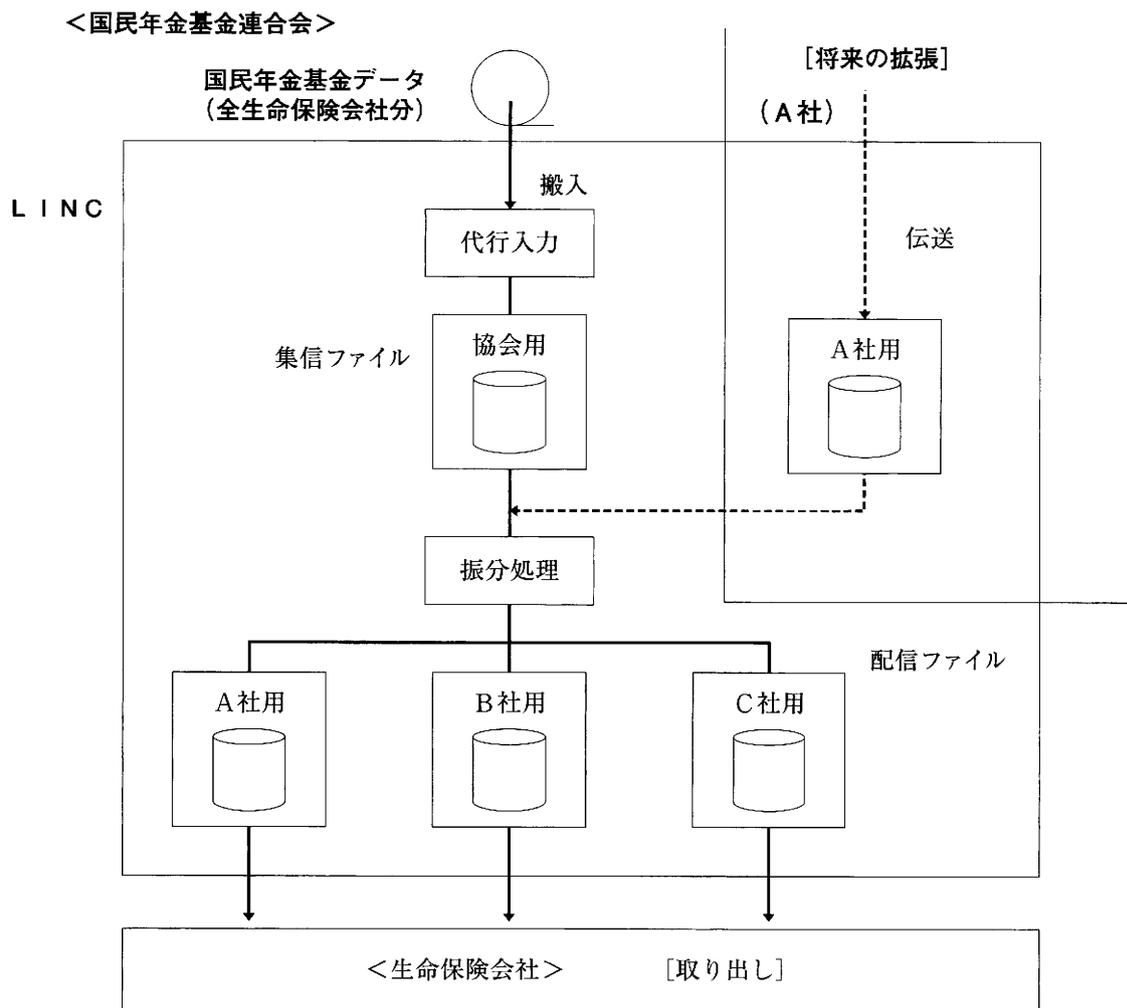
国民年金基金保険データ振分システム

国民年金基金制度は、国民年金の上乗せ年金制度として平成3年4月に発足した。生命保険会社は、基金制度の速やかな普及と加入者増を目的として国民年金基金保険を創設した。

これにともない、国民年金基金の加入者管理を一括して行っている国民年金基金連合会からの契約情報を当協会一本で受け、生命保険各社に振分・送信するためのシステムを開発した。

平成3年10月より初回掛金収納結果データの振分を開始した。当システムは、国民年金基金関係のデータだけではなく、①他の同様なデータの振分、②当協会から生命保険各社への振分だけでなく、生命保険会社から他の生命保険各社への振分にも拡張できるよう汎用性を持たせている。

[概要図]



生命保険事業統計データ集配信システム

当システムは、当協会と生命保険各社の間で行っている多様な情報のやりとりについて、従来の紙ベースから通信ネットワークを介したオンラインシステムとして、平成5年7月に実現したものである。具体的には、生命保険各社のエンドユーザーがパソコンから発信した情報を通信ネットワーク（NNCS）を介して収集・蓄積し、センターで集計・加工をした後、生命保険各社の利用者に電子シートで集計結果等を迅速に提供するまでの工程を総合的に支援するオンラインシステムである。

なお、本システムの開発に際しては、従来の生保ネットワークとは別に、パソコンによる第二の生保ネットワークを構築し、生保ネットワークの強化および情報化時代への対応を図った。24時間・年中無休サービスが特徴の一つである。

平成6年度は事業統計関係資料の年次報告データについても対応し、平成7年5月より使用開始した。また、パソコンおよびOSの高機能化に対応するために、平成8年9月より、通信ソフトのレベルアップを実施した。平成11年5月には、運用コスト削減および利便性向上のための再構築が行われ、NNCSを利用した新システムを稼働している。平成17年12月には、センター機器をインターネット接続可能な設備に刷新し、生命保険各社との専用回線接続により発生していた運用コストの縮減を実現した。また、生命保険各社に専用ソフトのインストールが不要なブラウザを利用した仕組みとなった。これにともない、適用業務名を従前の呼称である「資料システム」から「生命保険事業統計データ集配信システム」に変更し、今日に至っている。

統合レポートデータ交換システム

厚生年金基金あてのディスクローズサービスとして、統合レポートの提供が平成9年4月より信託銀行で開始された。これは、統合レポート受託会社が、各運用受託機関ごとの運用状況を取りまとめ、データ作成基準や報告様式の統一化を図ることにより、基金側における各運用受託機関の公正な運用評価を可能とするものである。

従来は、信託銀行間で四半期ごとに、MT（磁気テープ）交換会場にテープを持参してデータの授受が行われていたが、平成13年度より生命保険会社も加わり、また毎月レポートが作成されることとなった。このため交換業務の効率化を目指し、生保・信託両業態間で統合レポートデータ交換システムを稼働させた。

支払査定時照会システム

支払査定時照会制度とは、参加会社（生命保険会社および共済団体）が、保険金・給付金・共済金等の支払査定時のモラルリスク対策強化を図るために、他の参加会社あてに支払状況および契約内容などについての照会を行い、それにより得た回答を支払査定の一助とするための制度である。

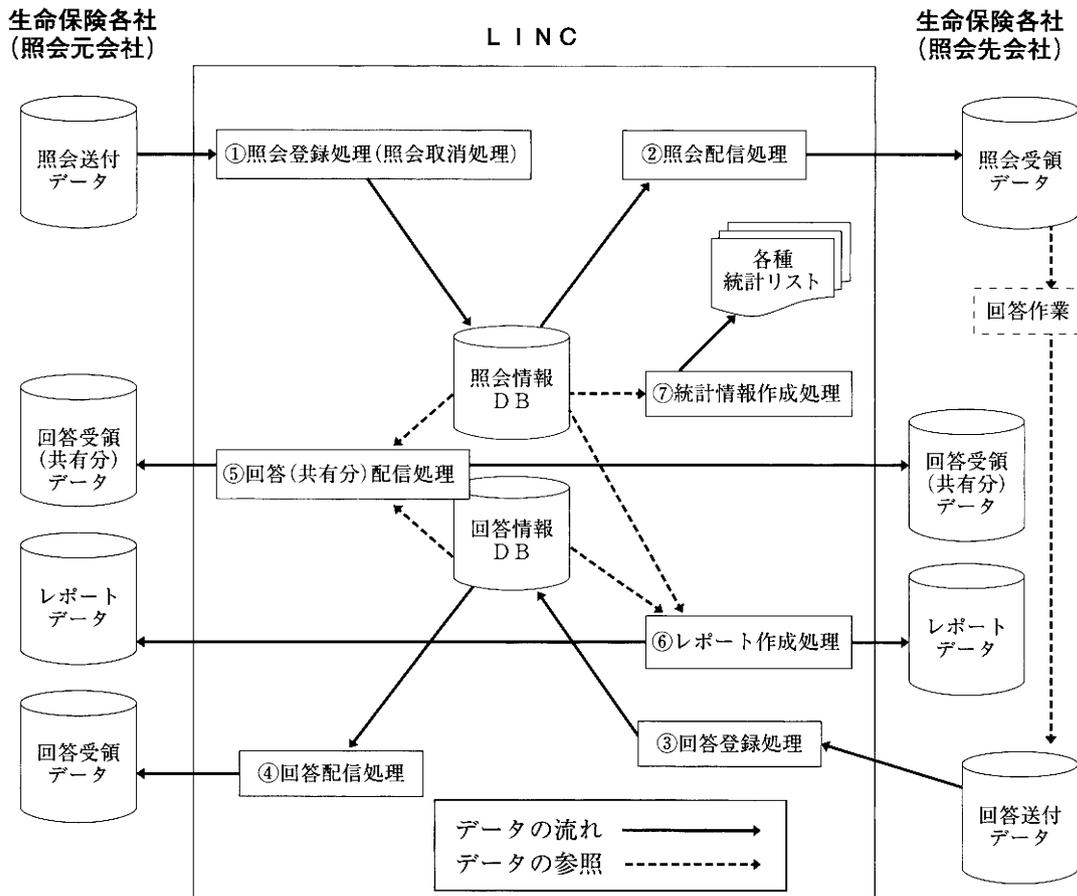
本制度で扱う個人情報は極めてセンシティブな内容であり、個人情報保護法の趣旨に沿って

システム開発を行った。同法の施行（平成17年4月）に先立つ平成17年1月に制度を創設し、その運営をサポートするためにLINC第十番目の業務として「支払査定時照会システム」を本稼働させた。

稼働後のレベルアップとして、平成17年3月に端末内のデータの暗号化を実施し、平成18年11月に伝送データの暗号化を実施した。

[概要図]

- ①照会元会社から送付された照会送付データを照会情報DBに登録する。
- ②照会受領データを照会先会社に配信する。
- ③照会先会社から送付された回答送付データを回答情報DBに登録する。
- ④回答受領データを照会元会社に配信する。
- ⑤回答受領（共有分）データを照会元会社および照会先会社（期限内に回答を行った会社のみ）に配信する。
- ⑥各処理について結果レポートを作成し、各社に配信する。
- ⑦月末営業日に照会情報DBと回答情報DBから月次利用実績を集計し、帳票出力する。



企業年金幹事間データ集配信システム

企業年金連合会からの「受託機関の資金決済期間の短縮化に関する要望書（平成18年8月24日付）」を踏まえ、副幹事業務の効率化と事務リスクの軽減、および、これらを背景とした総幹事・副幹事間の資金決済期間の短縮化を目的として、平成20年7月に「企業年金幹事間データ集配信システム」を本稼働させた。

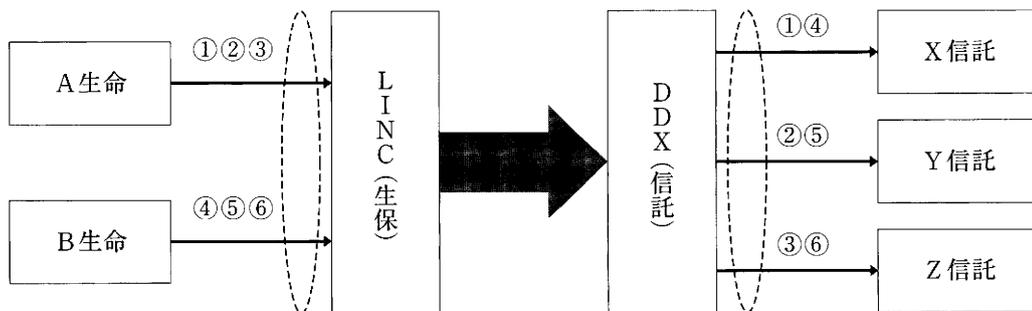
当システムは、従来、総幹事・副幹事の間で郵送により送受信していた帳票の代替手段として、生命保険各社LINC—信託銀行DDX（信託年金データ交換システム）の電子接続により送受信する仕組みを実現している。

対象業務は当面「信託銀行と生命保険会社の共同引受の厚生年金基金および確定給付企業年金に関する総幹事から副幹事へ決済情報の通知」であるが、今後、対象業務・対象資料の拡張が可能な仕組みになっている。

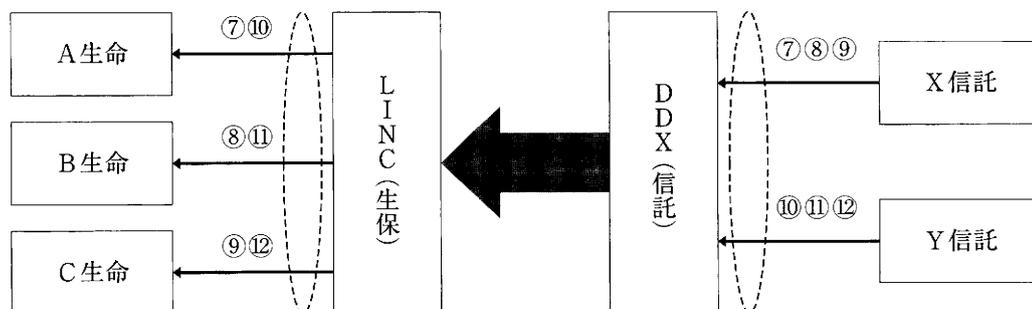
なお、当システムは信託銀行と生命保険会社の幹事会社間のデータ集配信に使用するものであり、生命保険会社内の幹事会社と非幹事会社の決済データ交換については、「各社間決済システム」を使用している。

【主要処理の概要】

- ①総幹事A生命、副幹事X信託 ②総幹事A生命、副幹事Y信託 ③総幹事A生命、副幹事Z信託
 ④総幹事B生命、副幹事X信託 ⑤総幹事B生命、副幹事Y信託 ⑥総幹事B生命、副幹事Z信託



- ⑦総幹事X信託、副幹事A生命 ⑧総幹事X信託、副幹事B生命 ⑨総幹事X信託、副幹事C生命
 ⑩総幹事Y信託、副幹事A生命 ⑪総幹事Y信託、副幹事B生命 ⑫総幹事Y信託、副幹事C生命



死亡率等統計システム

当協会では、毎年生命保険各社から死亡率等の調査用データを収集し、統計データとしてとりまとめている。標準体保険死亡率調査、条件体保険死亡率調査、年金死亡率調査、災害・疾病関係給付の諸統計および発生率調査の四つの調査を実施しており、このうち標準体保険死亡率調査については標準生命表作成の基礎データとして日本アクチュアリー会に提供している。

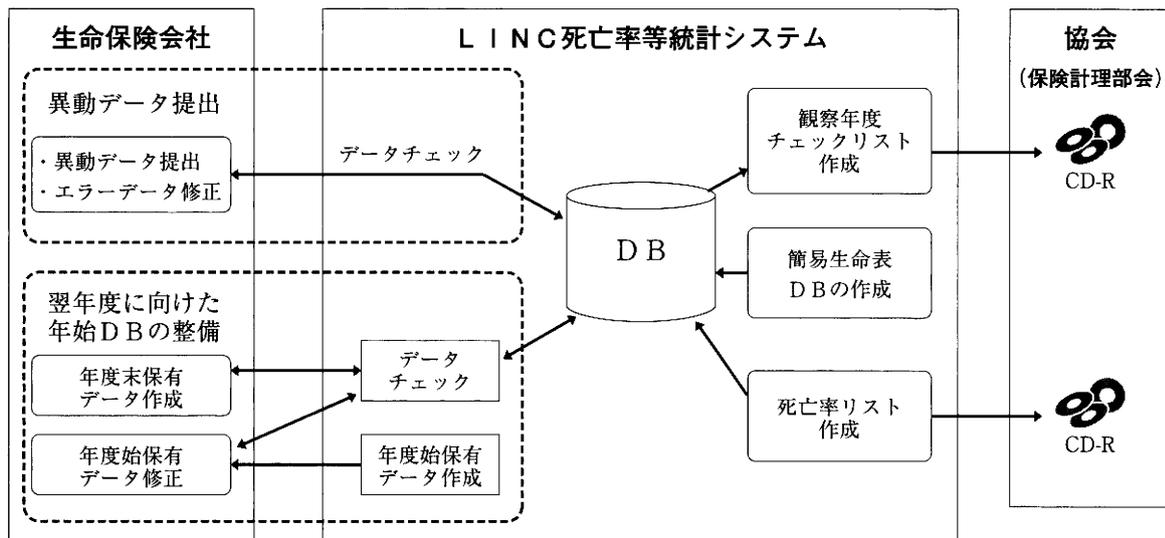
従来はLINC以外の外部委託先システムを活用していたが、約30年が経過して老朽化が進んだため、現システムと同等の統計処理機能を維持しつつ、安全性・継続性・拡張性に優れたLINCシステムとして、平成20年10月に本稼働させた。

生命保険各社と当協会とのデータ交換については、顧客情報漏えい防止機能強化・作業効率向上・ペーパーレス化推進の観点から、従来のテープ媒体や紙媒体ではなく、Web画面を中心とした暗号化伝送方式に切り替えた。

対象業務は、上記4調査以外に新たに三大疾病給付発生率調査を追加することとし、DB更新機能についても年度始保有データの洗替機能を追加開発した。

当システムは、平成20年10月に平成20年度調査結果データの取込みを開始し、平成21年6月に調査結果資料の作成を開始する。

主要処理の概要：標準体保険死亡率調査の場合の例



【調査の種類】

- ・標準体保険死亡率調査（上記例）
- ・条件体保険死亡率調査
- ・年金死亡率調査
- ・災害・疾病関係給付の諸統計および発生率調査
- ・三大疾病給付発生率調査

3. 個人情報保護法への対応

当協会は、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者であり、個人情報の取扱いについては、個人情報保護法ならびにその他関連する法令および規範を遵守し、自主的なルールおよび体制を確立するため個人情報保護方針を定め、これを実行し維持している。

また、当協会は、個人情報保護法に定める認定個人情報保護団体として、生命保険会社等の個人情報の適正な取扱いに向け、認定業務を適正かつ確実にしている。

一方、LINC適用業務については「特定の者との共同利用」と整理され、LINCシステムが保有する個人データ（元々は各加盟生命保険会社が取得した個人データ）についても、当協会は、以下の個人情報保護法の義務規定を遵守する必要がある。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

LINCにおける個人情報保護法対応としては、平成17（2005）年1月の金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」、平成17年3月17日当協会理事会承認の「生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針」にもとづき、技術的安全管理措置面を中心に、対応優先度を考えて各種整備を以下のとおり順次実施している。

【平成16年度】

システム運用管理面では、LINCセンター運営に係るID管理強化、端末アクセス制御強化、外部記録媒体接続抑止、端末機能制限、本番データ利用制限等の運用改善と簡易なシステム変更で対応可能な技術的安全管理措置を中心に実施した。

【平成17年度】

システム運用管理面では、LINCセンターに設置している端末のアクセス記録保管期間延長など技術的安全管理措置強化、暗号化対応など保管・保存段階や消去・破棄段階における安全管理措置強化等のシステム改定が必要なものを実施した。

データ交換経路面では、LINCセンターのアクセスログ保管期間延長、全銀パスワード定期変更などLINCユーザーを対象とする努力措置規定の整備、募集人端末の安全管理措置強化、媒体搬送セキュリティ強化等の生命保険各社等にも影響のある項目を実施した。

【平成18年度以降】

金融庁の実務指針を受けて、平成17年3月に金融情報システムセンター^(注)から「金融機関等コンピューターシステムの安全対策基準・解説版（第6版追補）」が発行され、蓄積・伝送データの漏えい防止に係る安全管理措置基準が明確化された。当基準は非常にハードルの高い内容であり、対応に相当の期間を要することから、平成17年12月に蓄積・伝送データの漏えい防止対応ロードマップを策定し、平成18年度以降計画的に以下の漏えい防止策（16案件）を、優先度に従って順次実施していくこととした。

・蓄積・伝送データの漏えい防止対策

- ①生命保険各社と交換する募集人登録原簿媒体（CD-R）の暗号化（平成18年4月）
- ②財務局等と交換する募集人登録原簿媒体（CD-R）の暗号化（平成18年4月）
- ③LINCとホスト接続している生命保険各社と交換するテープ媒体の暗号化（平成18年4月以降順次実施）
- ④業界共通試験委託業者と交換するテープ媒体の暗号化（平成18年6月）
- ⑤国民年金基金保険データ振分システムを利用する生命保険各社と交換するテープ媒体の暗号化（平成20年2月）
- ⑥LINC月払団体と交換するテープ媒体の暗号化（平成19年5月以降順次実施）
- ⑦LINC月払団体と交換するフロッピーディスク媒体の暗号化（平成19年5月以降順次実施）
- ⑧LINCとPC接続している生命保険各社と交換するフロッピーディスク媒体の暗号化（平成18年12月）
- ⑨LINCと回線接続している生命保険各社との伝送データ暗号化（平成18年11月～20年7月にかけて計画的に実施）
- ⑩支払査定時照会システム通信用PCソフトを利用する生命保険各社との伝送データ暗号化（平成18年11月）
- ⑪LINC月払団体との伝送データ暗号化（平成20年3月以降順次実施）
- ⑫LINCセンターと当協会本部間の伝送データ暗号化（平成19年8月）
- ⑬業界共通試験委託業者との伝送データ暗号化（平成18年1月）
- ⑭LINCシステム基盤の業務用DB等バックアップ媒体暗号化（平成19年3月）
- ⑮生命保険募集人登録システム基盤の業務用DB等バックアップ媒体の暗号化（平成19年2月）
- ⑯当協会本部設置の運用支援システムの蓄積情報漏えい防止対策（平成19年8月）

- (注) 財団法人 金融情報システムセンター (FISC : The Center for Financial Industry Information Systems) は、昭和59年11月に、当時の大蔵大臣の許可を得て、金融機関・保険会社・証券会社・コンピューターメーカー・情報処理会社等の出捐によって設立された機関で、重要な社会インフラである金融情報システムの安全性確保のための自主基準の策定や普及啓蒙活動を行うとともに、金融機関における情報システムの活用や安全性を巡る諸問題について調査・研究を行っている。今日、金融機関経営や金融インフラ整備の上でITの戦略的活用が極めて重要な課題となっており、FISCの役割も大きくなっている。